

支援機関連携 DX セミナー開催事業費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 公益財団法人にいがた産業創造機構理事長(以下「理事長」という。)は、県内企業のDX(デジタルトランスフォーメーションに限らず、デジタルイゼーション、デジタイゼーションを含む。)に係る意識啓発及びDXに取り組む者の増加を図るために、DXに係るセミナーの開催に要する経費に対し、予算の範囲内において助成金を交付するものとし、その交付については、公益財団法人にいがた産業創造機構助成金等交付要綱(平成15年4月1日制定。以下「機構要綱」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(助成対象者)

第2条 この助成金の対象者は、以下のいずれかに該当する者とする。

- (1) 新潟県内の市町村
- (2) 新潟県内に本店を有する銀行、信用金庫及び信用組合
- (3) 新潟県内の商工会議所及び商工会
- (4) 新潟県内に事業所を有する、地域の経済発展や特定の業界の発展に寄与する団体

(助成対象事業)

第3条 この助成金の対象とする事業(以下「助成事業」という。)は、助成対象者が次の各号のいずれにも該当するセミナーを開催する事業とする。

- (1) 5以上の県内中小企業者の参加を見込み開催するものであること。
- (2) 県内中小企業者がDXに係る知識を得られる内容であること。
- (3) 会場に公益財団法人にいがた産業創造機構(以下「機構」という。)が設置するDX総合相談窓口の相談ブースを設けるなど、相談窓口の周知に協力すること。

(定義)

第4条 この要綱において「県内中小企業者」とは、県内に本社又は事業所、工場を設置している中小企業者で、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に該当する者をいう。

(交付基準)

第5条 この助成金は、次の各号に定める基準により交付するものとする。

- (1) 交付の対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、別表1に掲げるもののうち、理事長が必要かつ適当と認める経費とする。
- (2) 機構が交付する助成率等は、別表2のとおりとする。
- 2 この助成金の交付額は、前項に定める助成対象経費の額の範囲内で、理事長が定める額とする。
- 3 国、県、市町村及び団体の他の助成金との併用はできないものとする。
- 4 助成対象となる事業者(以下「助成事業者」という。)については、次の各号に該当する者を除く。
 - (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - (2) 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - (3) 役員等(法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の

責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。)が暴力団員である者、又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者

- (4) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (7) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(交付の条件)

第6条 この助成金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 経費の配分を変更(第12条に定める軽微な変更を除く。)する場合には、理事長の承認を受けること。
- (2) 事業の内容を変更する場合には、理事長の承認を受けること。
- (3) 助成事業を中止し、又は廃止する場合には、理事長の承認を受けること。
- (4) 助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに理事長に報告してその指示を受けること。
- (5) 助成金を他の用途に使用し又は助成金の交付の内容、条件、その他法令若しくはこれに基づく処分に違反したときは、額の確定の有無にかかわらず助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあること。また、助成金の交付の決定を取り消した場合において既に助成金が交付されているときはその返還をさせること。
- (6) 助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及びその証拠書類を助成事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならないこと。

(交付申請書)

第7条 助成金の交付の申請をしようとする者は、別記第1号様式による助成金交付申請書を理事長が指定する日までに理事長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第8条 理事長は、前条に基づき交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、助成金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付の決定を行うものとする。

2 理事長は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(事業の着手時期)

第9条 事業の着手時期は交付決定のあった日以降でなければならない。

(申請の取下げ)

第10条 機構要綱第7条の規定による期日は、助成金の交付決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日とする。

(変更の承認申請)

第11条 第6条第1号又は第2号の規定により理事長の承認を受けようとする場合には、別記第2号様式による変更承認申請書を理事長に提出しなければならない。

(軽微な変更の範囲)

第 12 条 第 6 条第 1 号に規定する軽微な変更は、別表 1 に掲げる助成対象経費の経費区分欄に掲げる各相互間のいずれか低い額の 20 パーセント以内の配分変更とする。

(事業の中止又は廃止の承認申請)

第 13 条 第 6 条第 3 号の規定により理事長の承認を受けようとする場合には、あらかじめ別記第 3 号様式による中止（廃止）承認申請書を理事長に提出しなければならない。

(事業が予定期間内に完了しない場合等の報告)

第 14 条 第 6 条第 4 号の規定により理事長の指示を求める場合には、速やかに別記第 4 号様式による遅延等報告書を理事長に提出しなければならない。

(実績報告)

第 15 条 助成事業者は、助成事業が完了したとき（第 13 条の規定による助成事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、完了の日（助成事業の中止又は廃止の承認を受けたときは、その承認を受けた日）から起算して 20 日以内又は当該助成金の交付を申請する日が属する会計年度の 2 月 20 日のいずれか早い日までに、別記第 5 号様式による実績報告書を理事長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめ理事長の承認を受けなければならない。

(助成金の額の確定等)

第 16 条 理事長は、前条第 1 項の実績報告書の提出があった場合は、当該報告書に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容が助成金の交付の決定の内容（第 11 条の規定による承認をしたときには、その承認をした内容）及びこれに付された条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成事業者に通知するものとする。

(助成金の支払)

第 17 条 理事長は、前条の規定により交付すべき助成金の額を確定した後、遅滞なく助成事業者に助成金を支払うものとする。

2 助成金の支払を受けようとする者は、別記第 6 号様式による請求書を理事長に提出しなければならない。

(立入検査等)

第 18 条 理事長は、助成事業に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、助成事業者に対して報告をさせ、又は職員にその事務所、事業所等に立ち入り、助成事業に係る関係帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは職員に質問をさせることができる。

2 本事業終了後、会計検査員等が実地検査に入ることがある。この検査により助成金の返還命令等の指示がなされた場合は、これに従わなければならない。

(是正のための措置)

第 19 条 理事長は、助成事業の完了又は中止に係る助成事業の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る助成事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該助成事業につき、これに適合させるための措置を執るべきことを当

該助成事業者に命ずることができる。

(その他必要な事項)

第 20 条 この交付要綱に定めるもののほか、この交付要綱の施行に関し必要な事項は、機構が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 15 日から施行する。

別表 1 助成対象経費

経費区分	経費の内容
謝金	外部の講師招聘に要する謝金
旅費	外部の講師招聘に要する旅費

【助成対象外経費】

- ・消費税及び地方消費税、振込手数料

別表 2 助成率等

助成率	経費区分	講師一人当たり助成上限額	助成対象講師の 上限人数
10/10以内	謝金	40,000円	2人※
	旅費	講師が県内の場合 4,600円 講師が県外の場合 22,500円	

※ 申請者当たりの助成対象講師の上限人数であり、セミナーの開催回数は問わない。